険制度が変わります

決まりしだいお知らせします。 の具体的内容については、 医療制度改革に伴う国民健康保険 詳細が

後期高齢者医療制度がスタート 平成20年4月から 保険証 後期高齢者制度で医療を受けます

律に改正され、「老人保健制齢者の医療の確保に関する法 平成20年4月1日から「後期 を有する65歳以上の方)は、 度」で医療を受けている方 (乃歳以上または一定の障害 これまでの老人保健法が高 は次のとおりです。います。それぞれの主な役割や保険料の徴収は各市町が行い、各種届出などの系[Ⅷ-マト

老人保健

制度

が

変わります

て

国

県

市町からの公費

ことになります。 める保険料 (約1割)

〈交付〉

援金(約4割)、被保険者の

納支

で賄う

(約5割)、現役世代からの

する中、 設されるものです。 化社会に対応する公平でわ や生活実態等を踏まえ、 上の後期高齢者の心身の特性 代の負担を明確化. やすい制度とするために創 これは、 現役世代と高齢者世 老人医療費が増大 75 歳以 高齢

公費と保険料で運営されます後期高齢者医療制度は

保険証

☑成20年

平成20年3月まで

国民健康保険などに加入しながら 老人医療制度で医療を受けます

老人医療

受給者証

後期高齢者医療広域連合が行 県内全市町で設立した静岡県 しい制度の運営は、

窓口で支払う患者負担を除い費用については、医療機関の

後期高齢者の医療にか

か

広域連合と下田市の役割 請の受付

けることになります。

高齢者医療制度」で医療を受

広域連合の役割 ● 被保険者資格の認定、

管理 ● 被保険者証、資格証明

書の交付決定 ● 保険料率の決定 ● 保険料の賦課、減免等

の決定

給の決定

下田市の役割 ●保険料の徴収、減免申 ● 被保険者資格に関する

申請・届出の受付 書の引き渡し

● 被保険者証、資格証明 ● 医療給付(高額療養費な ど)に関する申請・届出

(0~74歳)

●保険給付の支給、不支 の受付

公費(約5割) (国:県:市町=4:1:1) 後期高齢者支援金(若年者の保険料) 約4割 高齢者の保険料 1割 〈一括納付〉 社会保険診療 報酬支払基金

後期高齢者医療制度費用負担の仕組み

被保険者 (75歳以上の者)

患者 負担 □座振替· 銀行振込等 年金から天引き 応じた医療 サービス 健保組合、国保なと 保険料 各医療保険(健保、国保等)の被保険者

金からの天引き(特別徴収 ては、 原則として年

کے

退職者医療制度が変わります

未満の方に変更になります。 20年4月1日からその対象年 ていただいていますが、 際、退職者医療制度を利用し 者が国民健康保険に加入する 金の受給権者)及びその被扶養 は40歳以降10年以上でその年 金等加入期間が20年以上また 齢が現行の75歳未満から65歳 会社等を退職した方(厚生年 平成

70 なります。 帯につい

自己負担割合が変わります

得者の自己負担割合はこれま もこれまで同様に3割です。 歳以上70歳未満の方につい でどおり3割です。 られます。 合は1割から2割に引き上げ 歳以上乃歳未満の自己負担割 平成20年4月1日から、 なお、現役並み所 ま た、 65

年4月1日以降に乃歳になる

い制度の対象になります。

護対象者等を除く)

Ιţ

新 来

IJ

う替えてい なお、

ただきます。

になります。また、

所得の状

同額となる均等割額の合算額

計算される所得割額と、全員

保険料額は、所得に応じて

新しい被保険者証は

手

置 (7割・5割・2割)があ 況に応じた均等割額の軽減措 期高齢者医療被保険者証に切

者証を返却してい

ただき、

後

までに乃歳になる方(生活保 をお持ちの方と来年3月31日

現 在[、]

老人医療受給者証

いた各種の健

た各種の健康保険の被保険

する方は、

老人医療受給者証

今まで加入して

めていただくこととなります。 該当する方全員に保険料を納 このため、

この制度に該当

どんな人が対象ですか?

後期高齢者医療制度

の被保険者証で斉ょき、こがなければ、病院などでは1

枚

保険料はどうなりますか?

医前

療制度が変わります(55歳から74歳)

0

後期高齢者医療制度では

方は、その誕生日から対象に

続きは特に必要ありません。 来年3月にお届けします。

ります。

被用者保険の被扶養

所得割 均等割

保険税の納付方法が 特別徴収に変わります

歳以上の年金受給者だけの世平成20年4月1日から、65

平成20年4月からは、 特定健診・特定保健指導が実施されます 40歳から74歳 0

できます。

制度の適用を受けないことも

歳未満の方については、

この

う金額も、

これまでの老人医

また、病院などの窓口で支れれまでより簡単になります。

病院などの窓口で支払

Q

るのですか?

保険料はどのように納め

人医療受給者証をお持ちのア5

けることができます。

ますので、

窓口での確認はこ

紙でお知らせする予定です。

被保険者証は1枚になり

ときはどうなりますか? 病院などで診療を受ける

額は5割軽減されます。 額を2年間賦課せず、 者から移行した方は、

詳しくは、

来 年 1

月の広報

なお、

一定の障害により老

りこの新しい制度の適用を受

害をお持ちの方は、

申請によ

Q

なります。

また、

65歳以上で一定の障

絞って、 また、 どの医療保険者が行います。民健康保険や健康保険組合な 適用を受ける方は静岡県後期 指導が実施されます。 この健診 保健指導は、 玉

発見と予防にターゲッ メタボリックシンドロー 特定健診・特定保健 特に ムの を

高齢者医療広域連合が行う予 後期高齢者医療制度の

は下田市が行い

ます。

詳細は

お知らせし

されている方の健診・保健指

下田市国民健康保

除に加い

されます。

入院時の標準負担

ます。医療給付を受けることができ医療給付を受けることができ

ついては、今後を超える方は、

ただきます。

現行の老人保健制度と同様の

額限度額認定や特定疾病

後期高齢者医療制度に一本化

年4月からは、これらはすべてお使いいただいています。 来

養費として支給されるなど、 に場合、超えた金額が高額療いが、自己負担限度額を超え

超えた金額が高額療

自己負担限度額を超え か月間の医療費の支払

なお、介護保険料と合わせた成20年4月から始まります。対象で、保険料の天引きは平

保険料額が年金額の2分

の

納付書で納め その納期に

被用者保険等の上乗せとして民健康保険や社会保険などの

老人医療受給者証は、

玉

合はどうなりますか? 医療費が高額になった場

の年金を受け取っている方が

特別徴収は年額18万円以

Q

今までの各種健康保険証 は使えなくなりますか?

得者は自己負担3割です。

て自己負担1 療と変わりません。

割

現役並み所

(特別徴収)されるか、

納付書

保険料は年金から天引き

で納めて(普通徴収)いただき

原則とし

〈ポイント〉

です。 対象者は40歳から74歳の方

険者です。 険や健康保険組合などの各保 実施するのは、 国民健康保

検診結果に基づ Ę 生活習

慣病改善を支援

心ます。

広報しもだ 2007.10月号

広報しもだ 2007.10月号